

総合科学技術会議「科学技術に関する基本政策について」  
(平成22年10月13日)に対する意見

平成22年10月30日

柘植綾夫

1. 「科学技術政策をイノベーション政策と一体的に展開する」という基本戦略を支持する。しかしながら、我が国が持続的発展を実現するために必要なイノベーションは第Ⅱ章の2大イノベーションだけではなく、第Ⅲ章に掲げた「我が国が直面する重要課題」も同様に極めて重要なイノベーション政策である。にもかかわらず、第Ⅲ章における基本方針にはこの認識が明確に打ち出されていない。このままでは第Ⅲ章における国家の投資が関連する科学技術振興にはなっても、イノベーションの実現にまでは結びつかないという、第3期科学技術基本計画の欠陥の徹を踏みかねない。

従って、第Ⅲ章も第1節の基本方針において、明確に「第Ⅱ章に掲げた2大イノベーションに加えて我が国が緊急に実現せねばならないイノベーション」と明記すべきである。

2. 本基本政策の新機軸である「科学技術政策とイノベーション政策との一体的展開」は、第3期科学技術基本計画でも政策目標として思想的には掲げられていたが結局実現が出来なかった。その根本原因は「我が国の科学技術駆動型イノベーション創出能力の弱さ」であり、換言すると「科学技術的知の創造を社会経済的価値創造に結びつける仕組みと人材の欠如」である。このイノベーション創出能力強化策として掲げた第Ⅱ章第4節の「科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」は、第3期科学技術基本計画でも掲げたシステム改革であるが、実のある改革の実績を残せなかった。この視座と反省に立った「イノベーション創出能力の強化政策」を、第Ⅱ、第Ⅲ章に共通する重要政策として新たな章を設けて、具体的に充実化すべきである。

尚、日本工学アカデミーはこの視座に立った提言「21世紀日本新生に貢献する科学技術政策～持続可能なイノベーション創出能力の強化策～（2009年11月19日、日本工学アカデミー）をまとめ、既に総合科学技術会議に提案しているので、参考にされたし。

3. 第Ⅰ章第3節（p29）の「第3期科学技術基本計画の実績及び課題」における「研究開発投資及び戦略的重点化」の分析と掘り下げが甘い。第3期科学技術基本計画においても、本基本方針が掲げるイノベーション実現に向けた道筋と同様に、8つの重点推進分野ごとに分野別推進戦略と社会への還元道筋を詳細にかつ具体的に企画してスタートしたにも関わらず、結局曖昧な成果

しか出せなかった。何故不十分であったかの一層の深耕をすべきである。これ無くしての国家投資の充実化は、投資効率の低下をもたらす恐れがある。

4. 第I章第4節(p3)の「第4期科学技術基本計画の理念」の(1)目指すべき国の姿における記述の「科学技術政策は科学技術の振興のみを目的とするものではなく、教育政策と有機的に連携しつつ我が国の存立につながるものである」は、誠に的を射た理念である。この理念に立って、目指すべき国の姿の実現には国創りの三大要素である「教育振興と科学技術振興とイノベーション振興」の三位一体的推進が要であることを明記されるよう提言する。

5. p3の「科学技術システム改革」に初めて表記される「科学技術イノベーション」は「科学技術・イノベーション」と表記すべきである。本基本政策の5ページの脚注に記載されたように、「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて新たな経済的、社会的・公共的価値の創造に結びつける革新」と定義される「科学技術イノベーション」は、二つの全く異なる価値の創造を一体化させた造語である。前者は「真理の探究を目的とした認識科学」であり、後者は「経済的、社会的・公共的にあるべき姿を探求する設計科学」(参考文献：日本学術会議提言「知の統合—社会のための科学に向けて—(2007)」)であり、相互に関連しつつも全く異なった人間及び組織体の知の創造の営みである。

この異質な知と価値の創造の営みを一体化させた「科学技術イノベーション」の新造語は、第4期科学技術基本計画の詳細設計と実行段階において、研究資金の投資の評価基準及び成果の評価基準の相違も含めて、混乱を生じる危険性が高い。

この観点に立ち、「科学技術・イノベーション」、「科学技術・イノベーション政策」の表記に変更するべきである。

6. 第I章第4節の「第4期科学技術基本計画の理念」(2)②(p5)の「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視の項に於いて、次代の育成を担う初等中等教育政策と科学技術・イノベーション政策との協働の強化についての記述が欠けているので、具体的に追記述すべきである。これは、第4期科学技術基本計画の新機軸である、「科学技術・イノベーション」を持続的に発展させる極めて重要な要であり、「第4期科学技術基本計画の理念」として欠かすことが出来ない。

世界の潮流は陰に陽に「教育と科学技術とイノベーションの三位一体推進」を国策として推進している。第4期科学技術基本計画においても明記して、具体

的な教育政策、科学技術政策及びイノベーション政策の一体的推進方策に結び付けないと、世界の潮流に遅れを取る。

7. 第Ⅱ章第4節(1)①の「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」は「科学技術・イノベーション戦略推進協議会」とすべきである。同協議会は「戦略」ではなく、「戦略推進」のPDCAマネジメントをすべきである。「戦略づくり」は終わった。今は「戦略推進」のPDCAサイクルを産学官民挙げて実行すべき時である。

8. 第Ⅱ章第4節(1)②(p12)の「産学官の「知」のネットワーク強化」における、推進方策の四つ目の「国は、大学及び公的研究機関が……、博士課程学生等が参画する場合の知的財産の取り扱いや……に関する考え方の明確化を図るとともに……」を次のように博士課程学生等への経済的支援の強化の観点から、次のように修文することを提案する。

「国は、大学及び公的研究機関が……、博士課程学生等が参画する場合の経済的支援と、その際の知的財産の取り扱いや……に関する考え方の明確化を図るとともに……」

8. 第Ⅲ章2.節(5)項(p19)「科学技術の共通基盤の充実、強化」において、「高付加価値創造型ものづくり技術」を加えられたし。この科学技術の共通基盤技術の育成を欠かしては、第Ⅱ章の2大イノベーションも第Ⅲ章の重要課題の解決に結びつくイノベーションも持続可能性を損なうことを認識しなければならない。第3期科学技術基本計画で培った「ものづくり技術と人材」の更なる進展と育成を図るために、第4期科学技術基本計画にいても、この明記が求められる。ここに明記されない場合は、認識科学に重点を置く学術の世界において設計科学面が強い「ものづくり技術」の国策的振興が衰え、ひいては日本の持続可能なイノベーション創出能力に弱点を生じせしめることになる。

9. 第Ⅴ章3節(p35)「実効性のある科学技術イノベーション政策の推進」において提案されている“総合科学技術会議を改組して「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」を創設し、政策の企画立案と推進機能の強化を図る”との政府の組織改革は、「教育改革」もスコープに入れて、「科学技術・イノベーション・教育推進本部(または会議)」と名称を広げ、持続可能な科学技術駆動型イノベーション創出能力の強化に向けた司令塔とすべきである。

“教育は科学技術・イノベーションのためだけにあるのではない”との正論も十分に認識しつつ、同時に、この「科学技術・イノベーション・教育推進本部

(または会議)」で内閣総理大臣初め主要関係閣僚と有識者議員の同席のもとで、持続可能な科学技術・イノベーションを支える人材の育成に向けた初等中等及び高等教育改革も議論すべきである。これを怠ると、教育・科学技術・イノベーション政策を一体的に推進する世界の諸国の潮流に対して我が国は大きな遅れをとることになる。

10. 第V章3節(p35)「実効性のある科学技術イノベーション政策の推進」における「推進方策」の第6番目の・「国は科学技術によるイノベーションを促進する観点から、これを阻む隘路となる規制や制度を特定するとともに、……」に、「教育」も加えて、次の修文を提案する。

「国は科学技術によるイノベーションを促進する観点から、**初中高等教育面も含めて、**これを阻む隘路となる規制や制度を特定するとともに、……」

この提案の背景には、世界の各国における「科学技術・イノベーション振興政策と教育振興政策とを三位一体的にとらえて推進する潮流」がある。我が国がこれを怠った場合、取り返しのつかない自体がくることを強く認識して、この修文案を採用されたい。

11. 第V章4節(p40)の「研究開発投資の充実」の「推進方策」にて保留扱いにされている「国は、政府研究開発投資を対GDP比〇%」を、先進国並みの値である「1%」と明記すべきである。公共投資は資金が貯まるまでシートをかけて養生しておけばいつでも再開できるが、科学技術・イノベーション・教育三位一体振興は、いったん投資を減らしたら、もはや国際競争に勝ち残る回復力は無くなる。第三の国づくりの重大変革期の今、「勝負はこの5年！改革は今！」の国を挙げての投資が必須である。

以上